

～ 結城病院で働いている皆様方へ ～

産休、育休、看護の休暇を取ることを検討されている当職員は、必ず
当院就業規則の「育児・介護休業等に関する規則」（各病棟や事務所に保管されています）
を一度読んで頂いてから、事務所職員にご相談下さい。

令和6年9月20日に行われた多職種連携会議で、子のために休暇を取得された方々との
話し合いで、『看護休暇』について、当院就業規則や、育児・介護休業法をよく理解されて
いない内容がありましたので、以下、簡潔にご報告いたします。

現在の当院の『看護休暇』について

小学校就学の始期に達するまでの子を持つ職員が申請できます。

1月1日から12月31日までを1年間として、養育されている子が、1人の場合は5日間、
2人以上の場合は10日間休暇の届出が可能です。

この1日間は当院の所属毎の規定時間<8時間>に合わせて全日なら1日ですが、先に半日
を取って後日の半日と併せて1日<4時間+4時間など>と算定することは可能です。

この他、現在、子の行事のための休暇を看護休暇で取ることはできません。

参考／ 結城病院「育児・介護休業等に関する規則」
石川労働局ホームページ

令和6年9月30日

結城病院

ホームページ制作担当

相談室 北口 孝夫